

(税関長指定によるもの)

外国往来船と陸地との交通場所及び貨物の積卸場所の指定

掲示 第 6 8 号

令和 7 年 6 月 27 日

(1) 那覇港

交通場所及び貨物の積卸場所	制限
那覇ふ頭 1 号岸壁	交通は、当該岸壁にけい留された船舶に限る。
新港ふ頭 1 号岸壁、2 号岸壁、4 号岸壁から 7 号岸壁、9 号岸壁及び 10 号岸壁	交通は、当該岸壁にけい留された船舶に限る。 制限区域への出入に際しては、港湾施設管理者が設置したゲートを経由すること。
新港ふ頭 3 号岸壁	交通は、当該岸壁にけい留された船舶に限る。 貨物の積卸は、船用品及び託送品に限る。
新港ふ頭 12 号岸壁	交通は、当該岸壁にけい留された船舶に限る。 制限区域への出入に際しては、港湾施設管理者が設置したゲートを経由すること。 貨物の積卸は、船用品及び託送品に限る。
泊ふ頭 8 号岸壁	交通は、当該岸壁にけい留された船舶に限る。 制限区域への出入に際しては、港湾施設管理者が設置したゲートを経由すること。 貨物の積卸は、船用品及び託送品に限る。

(注) 「制限区域」とは、「国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律」(SOLAS 条約を受けた国内法) の規定に基づき、岸壁への交通をフェンス等により制限している区域をいう。

(2) 金武中城港 (沖縄税関支署管内を除く。)

交通場所及び貨物の積卸場所	制限
太陽石油株式会社沖縄事業所桟橋	交通は、当該桟橋にけい留された船舶に限る。
沖縄電力株式会社吉の浦火力発電所桟橋	交通は、当該桟橋にけい留された船舶に限る。